

議案第21号

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第17号）について

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第17号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

# 令和2年度さぬき市一般会計補正予算 ( 第 17 号 )

第1表	歳入歳出予算補正
第2表	繰越明許費
第3表	債務負担行為補正
第4表	地方債補正

香川県さぬき市

## 令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第17号）

令和2年度さぬき市一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ931,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,075,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 市 税		5,341,091	△200,500	5,140,591
	5. 市 民 税	2,459,326	△190,500	2,268,826
	15. 軽 自 動 車 税	194,900	△10,000	184,900
33. 地 方 特 例 交 付 金		23,000	19,910	42,910
	5. 地 方 特 例 交 付 金	23,000	19,910	42,910
35. 地 方 交 付 税		8,000,000	624,150	8,624,150
	5. 地 方 交 付 税	8,000,000	624,150	8,624,150
45. 分 担 金 及 び 負 担 金		300,947	△10,698	290,249
	5. 分 担 金	331	△37	294
	10. 負 担 金	300,616	△10,661	289,955
50. 使 用 料 及 び 手 数 料		365,584	△7,594	357,990
	5. 使 用 料	211,253	△7,600	203,653
	10. 手 数 料	154,331	6	154,337
55. 国 庫 支 出 金		7,653,908	739,559	8,393,467
	5. 国 庫 負 担 金	1,904,567	△98,901	1,805,666
	10. 国 庫 補 助 金	5,738,899	838,460	6,577,359
60. 県 支 出 金		2,462,403	△315,950	2,146,453
	5. 県 負 担 金	904,703	△3,836	900,867
	10. 県 補 助 金	1,436,655	△309,898	1,126,757
	15. 県 委 託 金	121,045	△2,216	118,829
65. 財 産 収 入		665,543	10,458	676,001
	5. 財 産 運 用 収 入	61,453	16,748	78,201
	10. 財 産 売 払 収 入	604,090	△6,290	597,800
70. 寄 附 金		450,000	△50,000	400,000
	5. 寄 附 金	450,000	△50,000	400,000
75. 繰 入 金		3,906,201	△2,091,571	1,814,630

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	10. 基金繰入金	3,905,132	△2,091,571	1,813,561
80. 繰越金		457,968	398,333	856,301
	5. 繰越金	457,968	398,333	856,301
85. 諸収入		927,855	△1,597	926,258
	15. 貸付金元利収入	659,267	2,900	662,167
	25. 雑収入	257,087	△4,497	252,590
90. 市債		2,155,900	△45,600	2,110,300
	5. 市債	2,155,900	△45,600	2,110,300
歳入	合計	34,006,600	△931,100	33,075,500

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 議 会 費		245,495	△3,289	242,206
	5. 議 会 費	245,495	△3,289	242,206
10. 総 務 費		8,247,234	△234,307	8,012,927
	5. 総 務 管 理 費	7,781,390	△217,513	7,563,877
	10. 徴 税 費	265,244	△3,979	261,265
	15. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	156,161	△11,949	144,212
	25. 統 計 調 査 費	24,954	△2,116	22,838
	30. 監 査 委 員 費	16,687	1,250	17,937
15. 民 生 費		7,875,617	△222,693	7,652,924
	5. 社 会 福 祉 費	4,007,924	△22,220	3,985,704
	10. 児 童 福 祉 費	3,343,039	△168,380	3,174,659
	15. 生 活 保 護 費	524,654	△32,093	492,561
20. 衛 生 費		2,933,238	△149,907	2,783,331
	5. 保 健 衛 生 費	1,154,618	△107,002	1,047,616
	10. 清 掃 費	682,632	△5,585	677,047
	15. 上 水 道 費	63,960	△21,594	42,366
	20. 病 院 費	1,032,028	△15,726	1,016,302
30. 農 林 水 産 業 費		1,700,841	△278,501	1,422,340
	5. 農 業 費	1,497,005	△259,063	1,237,942
	10. 林 業 費	88,555	△665	87,890
	15. 水 産 業 費	115,281	△18,773	96,508
35. 商 工 費		1,021,063	△122,909	898,154
	5. 商 工 費	1,021,063	△122,909	898,154
40. 土 木 費		2,813,188	△142,072	2,671,116
	5. 土 木 管 理 費	186,545	△28,850	157,695
	10. 道 路 橋 梁 費	697,405	△55,545	641,860

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	15. 河川費	143,608	△5,635	137,973
	25. 都市計画費	1,738,198	△50,248	1,687,950
	30. 住宅費	39,817	△1,794	38,023
45. 消防費		885,070	△25,520	859,550
	5. 消防費	885,070	△25,520	859,550
50. 教育費		2,473,301	△132,212	2,341,089
	5. 教育総務費	830,678	△54,986	775,692
	10. 小学校費	246,198	△7,800	238,398
	15. 中学校費	108,466	△7,289	101,177
	20. 幼稚園費	344,481	△22,694	321,787
	30. 社会教育費	418,075	△26,759	391,316
	35. 保健体育費	525,403	△12,684	512,719
60. 公債費		3,652,827	△86,438	3,566,389
	5. 公債費	3,652,827	△86,438	3,566,389
65. 諸支出金		1,998,148	466,748	2,464,896
	5. 基金費	1,483,148	466,748	1,949,896
歳出	合計	34,006,600	△931,100	33,075,500

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 総務費	5 総務管理費	税収納システム改修事業	4,510
		防災行政無線整備事業	566,148
		防災システム等整備事業	56,842
20 衛生費	15 上水道費	香川県広域水道企業団出資金	19,667
30 農林水産業費	5 農業費	ため池ハザードマップ作成事業	27,403
		強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	557,500
		産地生産基盤パワーアップ事業	18,700
		農道道味東線改良事業	21,062
		県営農村地域防災減災事業負担金	37,259
		県営経営体育成基盤整備事業負担金	3,245
	10 林業費	林道矢筈太郎兵衛線法面改良事業	35,090
35 商工費	5 商工費	大串半島活性化施設整備事業	5,500
		ツインパルながお起流ポンプ修繕事業	4,420
40 土木費	5 土木管理費	県施行道路事業負担金	20,700

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
40 土木費	5 土木管理費	県施行港湾事業負担金	3,200
	10 道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	63,931
		市道改良事業	81,652
	15 河川費	河川改修事業	7,318
		雨水排水ポンプ場改良事業	5,000
	25 都市計画費	避難路沿道建築物耐震対策支援事業	2,530
	30 住宅費	市営住宅除去事業	3,500
45 消防費	5 消防費	志度第1分団屯所整備事業	26,350
50 教育費	10 小学校費	長尾小学校改築事業	31,502
	30 社会教育費	公民館整備事業	23,164
		展示館施設整備事業	7,651
合 計			1,633,844

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
キャッシュレス・消費拡大推進事業	令和2年度から 令和3年度まで	100,000千円

(廃止)

事 項	期 間	限 度 額
市民病院における寄附講座設置に係る寄附金	令和3年度から 令和6年度まで	60,000千円

第 4 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
防災施設整備事業	650,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	644,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
水道整備事業	54,600				33,000			
農業施設整備事業	100,800				108,300			
漁港施設整備事業	15,600				12,500			
道路橋梁整備事業	413,100				359,200			
河川整備事業	87,800				79,400			
港湾整備事業	9,700				2,600			
海岸整備事業	7,700				2,500			
消防施設整備事業	100,600				75,700			
教育施設整備事業	49,400				15,900			
小学校整備事業	3,300				2,600			
減収補填債	—				111,300			
合 計	2,155,900							

議案第 22 号

令和 2 年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）  
について

令和 2 年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

# 令和2年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

## 令和2年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42,988千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,722,167千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 国民健康保険税		847,845	△18,200	829,645
	5. 国民健康保険税	847,845	△18,200	829,645
15. 国庫支出金		14,327	5,003	19,330
	10. 国庫補助金	14,327	5,003	19,330
17. 県支出金		4,355,377	△36,024	4,319,353
	10. 県補助金	4,355,376	△36,024	4,319,352
35. 財産収入		1,918	△1,508	410
	5. 財産運用収入	1,918	△1,508	410
40. 繰入金		507,094	△113,833	393,261
	5. 繰入金	391,094	2,167	393,261
	10. 基金繰入金	116,000	△116,000	0
45. 繰越金		20,973	124,697	145,670
	5. 繰越金	20,973	124,697	145,670
50. 諸収入		16,775	△3,123	13,652
	5. 延滞金加算金及び過料	11,112	△3,123	7,989
歳入	合計	5,765,155	△42,988	5,722,167

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		54,825	△953	53,872
	10. 徴税費	14,953	△953	14,000
10. 保険給付費		4,254,724	△25,304	4,229,420
	5. 療養諸費	3,683,588	△28,500	3,655,088
	10. 高額療養費	551,054	3,196	554,250
18. 国民健康保険事業費納付金		1,333,585	-	1,333,585
	5. 医療給付費分	956,591	-	956,591
25. 保健事業費		74,032	△15,868	58,164
	5. 保健事業費	15,089	△3,190	11,899
	10. 特定健康診査等事業費	58,943	△12,678	46,265
35. 諸支出金		17,150	△863	16,287
	5. 償還金及び還付金	5,811	645	6,456
	10. 積立金	1,918	△1,508	410
歳出	合計	5,765,155	△42,988	5,722,167

議案第23号

令和2年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
について

令和2年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

# 令和2年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

## 令和2年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ297,271千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,070,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 保 険 料		1,263,503	△17,000	1,246,503
	5. 介 護 保 険 料	1,263,503	△17,000	1,246,503
10. 使 用 料 及 び 手 数 料		3,079	△814	2,265
	5. 手 数 料	3,079	△814	2,265
15. 国 庫 支 出 金		1,526,312	△69,552	1,456,760
	5. 国 庫 負 担 金	1,091,855	△58,855	1,033,000
	10. 国 庫 補 助 金	434,457	△10,697	423,760
20. 支 払 基 金 交 付 金		1,670,558	△91,883	1,578,675
	5. 支 払 基 金 交 付 金	1,670,558	△91,883	1,578,675
25. 県 支 出 金		886,972	△48,898	838,074
	5. 県 負 担 金	851,645	△48,395	803,250
	10. 県 補 助 金	35,327	△503	34,824
35. 繰 入 金		975,851	△101,285	874,566
	5. 一 般 会 計 繰 入 金	891,070	△16,504	874,566
	10. 基 金 繰 入 金	84,781	△84,781	0
40. 繰 越 金		41,275	32,161	73,436
	5. 繰 越 金	41,275	32,161	73,436
歳 入	合 計	6,368,071	△297,271	6,070,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		78,485	△3,504	74,981
	5. 総務管理費	19,928	△2,000	17,928
	15. 介護認定審査会費	56,302	△1,504	54,798
10. 保険給付費		5,980,000	△330,000	5,650,000
	5. 介護サービス等諸費	5,980,000	△330,000	5,650,000
12. 地域支援事業費		267,876	△15,720	252,156
	10. 包括的支援事業等費	57,627	△4,602	53,025
	15. 介護予防・生活支援サービス事業費	172,341	△5,479	166,862
	20. 一般介護予防事業費	37,908	△5,639	32,269
20. 基金積立金		6,162	50,858	57,020
	5. 基金積立金	6,162	50,858	57,020
30. 諸支出金		32,137	1,095	33,232
	5. 償還金及び還付加算金	32,137	1,095	33,232
歳出	合計	6,368,071	△297,271	6,070,800

議案第24号

令和2年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第3号）  
について

令和2年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和2年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算  
( 第 3 号 )

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

## 令和2年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,554千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,146千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 診療報酬		107,118	△10,854	96,264
	5. 外来報酬	107,118	△10,854	96,264
15. 繰入金		-	3,300	3,300
	5. 他会計繰入金	-	3,300	3,300
歳入	合計	110,700	△7,554	103,146

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		79,022	△3,075	75,947
	5. 施設管理費	79,022	△3,075	75,947
10. 医療費		31,378	△4,479	26,899
	5. 医療費	31,378	△4,479	26,899
歳出	合計	110,700	△7,554	103,146

議案第25号

令和2年度さぬき市下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和2年度さぬき市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和2年度

さぬき市下水道事業会計補正予算(第1号)

香川県さぬき市

## 令和2年度 さぬき市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度さぬき市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度さぬき市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（2）年間有収水量	2,200 千m <sup>3</sup>	50 千m <sup>3</sup>	2,250 千m <sup>3</sup>
（3）主要な建設改良事業			
イ 管渠建設改良費	75,000 千円	10,000 千円	85,000 千円
ロ ポンプ場建設改良費	126,000 千円	△50,100 千円	75,900 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	2,098,305 千円	△85,837 千円	2,012,468 千円
第1項 営業収益	644,137 千円	4,974 千円	649,111 千円
第2項 営業外収益	1,454,168 千円	△90,857 千円	1,363,311 千円
第3項 特別利益	－ 千円	46 千円	46 千円



(特例的収入及び支出)

第5条 予算第4条の2中「それぞれ62,865千円及び662,936千円」を「それぞれ68,724,133円及び392,183,828円」に改める。

(企業債)

第6条 予算第6条の表中「108,000千円」を「102,800千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定められた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	106,707 千円	△ 8,263 千円	98,444 千円

(他会計からの補助金)

第8条 予算第10条中「856,215千円」を「780,000千円」に改める。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和2年度 さぬき市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	下水道事業収益		2,098,305	△ 85,837	2,012,468	
	1 営業収益		644,137	4,974	649,111	
		1 下水道使用料	357,095	13,000	370,095	
		2 他会計負担金	287,042	△ 8,026	279,016	
	2 営業外収益		1,454,168	△ 90,857	1,363,311	
		1 他会計補助金	856,215	△ 76,215	780,000	
		2 補助金	5,000	△ 1,260	3,740	
		3 長期前受金戻入	592,796	△ 13,982	578,814	
		4 雑収益	157	600	757	
	3 特別利益		-	46	46	
		1 その他特別利益	-	46	46	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2	下水道事業費用		2,098,305	△ 85,837	2,012,468	
	1 営業費用		1,846,808	△ 80,937	1,765,871	
		1 管 渠 費	62,884	△ 5,200	57,684	
		2 ポ ン プ 場 費	69,684	△ 6,900	62,784	
		3 処 理 場 費	295,008	△ 9,600	285,408	
		4 総 係 費	113,698	△ 3,337	110,361	
		5 減 価 償 却 費	1,295,979	△ 53,200	1,242,779	
		6 資 産 減 耗 費	9,555	△ 2,700	6,855	
	2 営業外費用		219,802	△ 4,900	214,902	
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	178,802	△ 4,900	173,902	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
3 資本的収入			642,583	25,665	668,248	
	1 企業債		108,000	△ 5,200	102,800	
		1 建設改良債	108,000	△ 5,200	102,800	
	2 他会計出資金		466,743	44,241	510,984	
		1 他会計出資金	466,743	44,241	510,984	
	3 補助金		66,000	△ 14,823	51,177	
		1 国庫補助金	66,000	△ 14,823	51,177	
	5 固定資産売却代金		-	1,447	1,447	
		1 固定資産売却代金	-	1,447	1,447	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
4 資 本 的 支 出			1,350,433	△ 11,490	1,338,943	
	1 建 設 改 良 費		238,453	△ 49,546	188,907	
		1 管 路 建 設 改 良 費	75,000	10,000	85,000	
		2 ポ ン プ 場 建 設 改 良 費	126,000	△ 50,100	75,900	
		3 建 設 総 務 費	37,453	△ 9,446	28,007	
	2 企 業 債 償 還 金		1,111,980	38,056	1,150,036	
		1 建 設 企 業 債 元 金 償 還 金	1,111,980	38,056	1,150,036	

議案第26号

令和2年度さぬき市病院事業会計補正予算（第4号）について

令和2年度さぬき市病院事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和2年度

さぬき市病院事業会計補正予算（第4号）

香川県さぬき市

令和 2 年度 さぬき市病院事業会計補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度 さぬき市病院事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 2 年度 さぬき市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（事 業）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）	
1 業務量	病院事業	（3）患者数	164,264 人	△12,888 人	151,376 人
		ア 入院患者数	52,464 人	△5,768 人	46,696 人
		（1日平均）	143.7 人	△15.8 人	127.9 人
		イ 外来患者数	111,800 人	△7,120 人	104,680 人
		（1日平均）	460.1 人	△29.3 人	430.8 人
2 資本的支出	建設改良計画	（1）病院増改築 事業費	8,855 千円	△1,320 千円	7,535 千円
		（2）資産購入費	290,841 千円	△69,211 千円	221,630 千円
3 職員計画	損益勘定所属職員		403 人	△1 人	402 人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 病院事業収益	4,905,618 千円	79,641 千円	4,985,259 千円
第1項 医業収益	4,213,674 千円	△277,615 千円	3,936,059 千円
第2項 医業外収益	592,324 千円	366,237 千円	958,561 千円
第3項 特別利益	99,620 千円	△8,981 千円	90,639 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	5,188,057 千円	△114,528 千円	5,073,529 千円
第1項 医業費用	4,943,221 千円	△97,331 千円	4,845,890 千円
第2項 医業外費用	131,806 千円	△8,216 千円	123,590 千円
第3項 特別損失	112,530 千円	△8,981 千円	103,549 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「180,276千円」を「140,615千円」に、「27,260千円」を「20,848千円」に、「153,016千円」を「119,767千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			

第1款 資本的収入	304,477 千円	△30,870 千円	273,607 千円
第1項 企業債	212,600 千円	△43,400 千円	169,200 千円
第4項 県費補助金	10 千円	16,152 千円	16,162 千円
第5項 一般会計負担金	91,557 千円	△3,622 千円	87,935 千円
支 出			
第1款 資本的支出	484,753 千円	△70,531 千円	414,222 千円
第1項 建設改良費	299,858 千円	△70,531 千円	229,327 千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表中「8,800千円」を「7,500千円」に、「203,800千円」を「161,700千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「2,903,366千円」を「2,841,302千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第8条で定めた他会計からの補助金を次のとおり補正する。

(摘 要)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(2) 第二種感染症指定医療機関運営費補助金	805 千円	△805 千円	0 千円
(8) 新型コロナウイルス感染症重点医療			

機関体制整備事業補助金	111,766 千円	384,808 千円	496,574 千円
(9) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業補助金	0 千円	4,730 千円	4,730 千円
(10) 帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金	0 千円	2,576 千円	2,576 千円
(11) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業補助金	0 千円	6,226 千円	6,226 千円
(12) 感染症検査機関等設備整備事業補助金	0 千円	3,026 千円	3,026 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第9条中「567,732千円」を「575,177千円」に改める。

令和3年2月24日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和2年度さぬき市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			4,905,618	79,641	4,985,259	病院事業の総収益
	1. 医 業 収 益		4,213,674	△ 277,615	3,936,059	医業活動に係る収益
		1. 入 院 収 益	2,273,099	△ 179,600	2,093,499	入院医療に係る収益
		2. 外 来 収 益	1,545,945	△ 56,332	1,489,613	外来医療に係る収益
		3. その他医業収益	394,630	△ 41,683	352,947	室料差額・医療相談・公衆衛生活動等に係る収益
	2. 医 業 外 収 益		592,324	366,237	958,561	医業活動以外の収益
		2. 他 会 計 補 助 金	190,606	△ 11,626	178,980	一般会計からの繰入金
		3. 補 助 金	116,858	384,399	501,257	県費補助金(新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業補助金等)
		4. 負 担 金 交 付 金	120,982	△ 139	120,843	一般会計からの繰入金
		5. 患 者 外 給 食 収 益	1,766	△ 785	981	透析患者等給食収益
		7. その他医業外収益	36,954	△ 5,612	31,342	院内保育所利用料、治験研究受託収益等
	3. 特 別 利 益		99,620	△ 8,981	90,639	
		3. その他特別利益	99,600	△ 8,981	90,619	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			5,188,057	△ 114,528	5,073,529	病院事業の総費用
	1. 医 業 費 用		4,943,221	△ 97,331	4,845,890	医業活動に係る費用
		1. 給 与 費	2,903,366	△ 62,064	2,841,302	職員給与費
		2. 材 料 費	966,933	17,068	984,001	薬品、診療材料及び給食材料購入費
		3. 経 費	718,556	△ 19,665	698,891	退職手当負担金、委託料等
		4. 減 価 償 却 費	301,292	△ 1,017	300,275	固定資産に対する減価償却費
		5. 資 産 減 耗 費	2,000	1,718	3,718	たな卸資産の減耗費及び固定資産の除却費
		6. 研 究 研 修 費	51,074	△ 33,371	17,703	医学会出張旅費等
	2. 医 業 外 費 用		131,806	△ 8,216	123,590	医業活動以外の経費
		2. 患者外給食材料費	1,871	△ 751	1,120	透析患者等給食材料
		4. 消費税及び地方消費税関係雑支出	78,872	△ 5,735	73,137	
		5. 消費税及び地方消費税	11,918	△ 1,730	10,188	
	3. 特 別 損 失		112,530	△ 8,981	103,549	
		3. その他特別損失	112,510	△ 8,981	103,529	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

資本的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			304,477	△ 30,870	273,607	
	1. 企 業 債		212,600	△ 43,400	169,200	
		1. 企 業 債	212,600	△ 43,400	169,200	病院事業債(病院増改築事業及び医療機器等整備事業)
	4. 県 費 補 助 金		10	16,152	16,162	
		1. 県 費 補 助 金	10	16,152	16,162	県費補助金(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業補助金等)
	5. 一般会計負担金		91,557	△ 3,622	87,935	
		1. 一般会計負担金	91,557	△ 3,622	87,935	建設改良費に対する一般会計の負担金

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			484,753	△ 70,531	414,222	
	1. 建設改良費		299,858	△ 70,531	229,327	
		1. 病院増改築事業費	8,855	△ 1,320	7,535	附帯設備工事請負費
		2. 資産購入費	290,841	△ 69,211	221,630	医療器械及び什器備品購入費